

2. 普遍的価値の共有、 平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための 支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重などが開発途上国の発展の礎^{いしづえ}となります。この観点から、法令の整備や、法律^{きょうせい}、矯正・更生保護に従事する職員を含む司法関係者の育成などの法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善など、人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、知的財産権法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する、人材育成を含めた支援を、モンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、ウズベキスタン、コートジボワールなどの国々で行っています。特に、ラオスでは、日本が20年以上にわたり、ラオスに対する法制度整備支援に一貫して取り組んだ結果、2020年5月に同国初の民法典が施行されました。このように、途上国の法制度・経済制度が整備されれば、

日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなります。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。



ラオスにおける技術協力「法の支配発展促進プロジェクト」において行われた、民法典に関する勉強会の様子（写真：JICA）

日本は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）*を通じて、アジア・アフリカ諸国等の途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年2回：春期のテーマは犯罪防止や犯罪対策、秋期のテーマは犯罪者の処遇）と国際高官セミナー（年1回：テーマは刑事司法を巡る諸問題）を実施し、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。

ほかにも、途上国における基本法令の起草支援、法制度運用・執行のための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、国際研修、調査研究、現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどのアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘^{しょうへい}し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナーなどを実施しました。

さらに日本は、途上国のニーズに沿った支援を、積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。



用語 解説

* 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）

国連と日本政府との協定に基づき1962年に設立。法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営。開発途上国の刑事司法実務家を対象とする国際研修等を実施し、設立以来、139の国・地域から6,000名を超える卒業生を輩出している。

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

日本の取組

日本は、国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、腐敗に脆弱な国における法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。2020年、日本は2019年に引き続き、国連腐敗防止条約の実施状況を審査し、条約の効果的実施に必要な技術援助ニーズの特定などを行う国連腐敗防止条約実施レビュー・メカニズムの運営を支援するため、UNODCに拠出を行うなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

また、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、1998年から、汚職防止刑事司法支援研修を毎年1回実施しています。同研修は、国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して毎年実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる途上国に対して、選挙制度支援などを通じて民主化への

動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

2020年11月、ミャンマーでは、現行憲法下で3回目となる総選挙が平和裡に行われました。公正かつ透明性の高い選挙を実施することは、ミャンマーの民主主義の定着にとって重要な課題であることから、日本はミャンマーに対する無償資金協力「選挙支援計画（UNDP連携）」を実施し、ミャンマーの全投票所に一定期間色落ちしない特殊インクを配備し、すべての有権者を対象に二重投票の防止に活用（指に塗布）することで、公正かつ透明性の高い選挙の実施に寄与しました。

日本は、スリランカに対し、2020年7月、草根・人間の安全保障無償資金協力「自由・公正な総選挙実施を通じた民主化推進計画」において、同国における民主主義の定着や理解醸成、人権が尊重される社会の構築のための支援として、選挙監視活動従事者への研修や広報・啓発活動に対する資金を供与しました。また、啓発活動では、有権者の安全に配慮した新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る投票行動についてもプログラムに組み込み、実施しました。

また日本は、コートジボワールや中央アフリカに対し、透明性・信頼性の高い選挙実施のための支援を決定し、選挙用資機材保管コンテナ等の選挙管理のための機材供与や、選挙運営に係る能力強化研修等を実施しました。



G20で初となるG20腐敗対策閣僚会合（テレビ会議）に出席した宇都外務副大臣（2020年10月）

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因による地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

日本の取組

国際社会では、2005年に設立された国連平和構築委員会（PBC）*などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、積極的に貢献してきました。2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）*にも、2020年12月時点で総額5,550万ドルを拠出し、第7位の主要ドナー国として、アフリカやアジアをはじめとする各国における紛争の再発防止、紛争予防、平和の持続などを支援しています。また、2020年の国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、PBCの場を含め、制度や能力構築の分野への国際支援に取り組むなど、平和の持続に貢献していく旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後に平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization, Reintegration）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国の安定・治安の確保のための支援を行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、対象国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組にお

いて日本は、平和構築における女性の役割が重要であるとする国連安保理決議（女性・平和・安全保障（WPS）関連決議）に基づいて、女性の参画の促進に取り組んでいます。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

また、日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」のもと、自衛官等のべ172名を教官として派遣し、アフリカ8か国^{注16}の工兵（施設）要員277名に対し重機の操作訓練を実施しました。本プロジェクトの対象地域はアジアおよび同周辺地域にも拡大し、ベトナムにおいて実施された2018年の試行訓練、2019年および2020年の本格訓練に、あわせて自衛官等68名を派遣し、9か国^{注17}56名の工兵（施設）要員に対して訓練を行いました。さらに、国連PKOの現場では、負傷後、医療従事者に負傷者を引き継ぐまでの1時間以内に、多くの要員の人命が失われています。これに



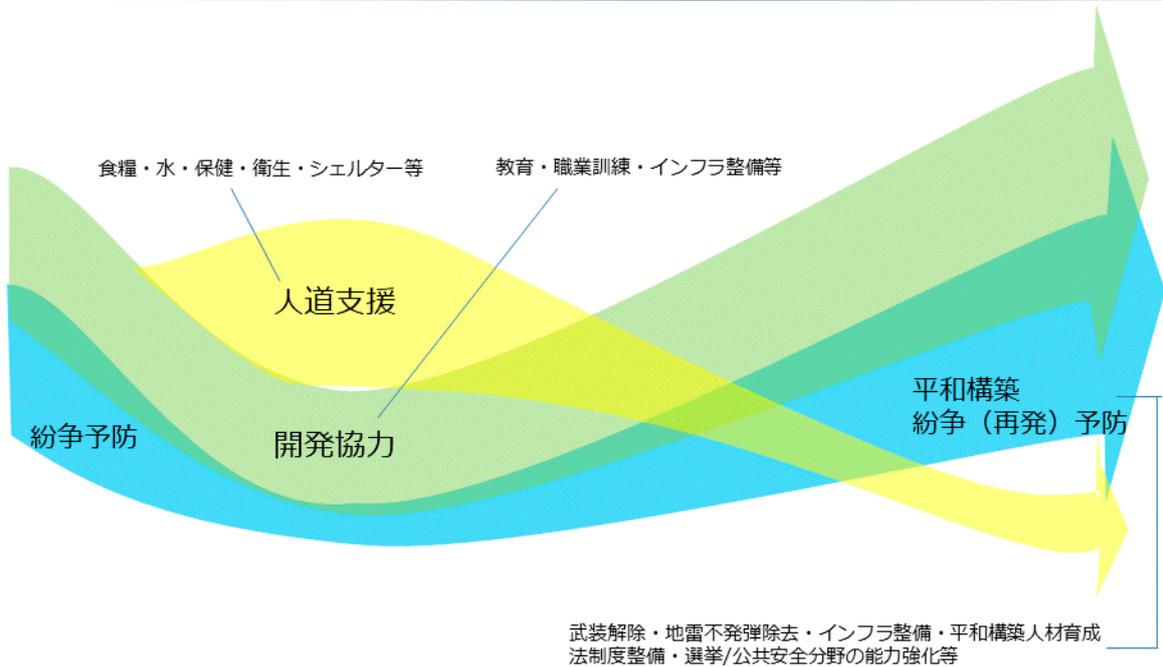
ナイジェリア・ベヌエ州カメルーン難民キャンプにて難民と話し合いを行うUNHCR職員（写真：UNHCR）

注16 ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ、ガーナ、シエラレオネ、ナイジェリアの8か国。

注17 ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、プータン、ミャンマーの9か国。

ODAによる平和構築支援

緊張の高まり 紛争の勃発 紛争の収束 平和の回復 平和と安定の持続



人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

対処するため、2019年10月より、医療分野において救命訓練を開始しました。

・・・難民・避難民支援

シリアやミャンマーなどの情勢を受け、2019年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとする国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な

地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。2020年の新型コロナの感染拡大を受け、日本は、これらの国際機関等に総額1.4億ドルの緊急支援を行いました（新型コロナの拡大を受けた対応については、第I部特集を参照）。

日本は、こうした国際機関を通じた難民・避難民等への支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAやNGO、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）が難民・避難民への支援を行っています（145ページの「イ、日本のNGOとの連携」も参照）。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点のもとに自立を後押しする「開発協力」

を行うこと（人道と開発の連携）を推進しています。これは、難民や避難民等が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防するためには、平時から中長期的な観点に立って国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることが重要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視し、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます（ベネズエラ避難民の支援については121ページの「国際協力の現場から」、ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援については103ページを参照）。

…社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障害者、孤児、^{かひ}寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスが、ウガンダ・アジュマニ県において行った南スーダン難民とホストコミュニティ住民を対象にした職業訓練や資機材の供与等を通じ、避難民等の自立、地域安定化と社会開発の促進を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じた元児童兵の社会統合支援や、性的暴力を受けた子どもおよび国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。ほかにも日本は、国連女性機関（UN Women）と協力して、カメルーンおよびナイジェリアに対して、紛争および災害下の女性および女児を対象に、持続可能な生計手段確保のためのインフラ整備および職業訓練等を実施しています。

…社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大などによる社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

…対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々や地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に進めています。たとえば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらに、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により実施できていませんが、CMACはコロンビアなど他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）事業を通じて、



ジョージアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により支援した爆発性戦争残存物・地雷除去活動における演習の様子

同国において教材の開発や講習会などを通じた地雷等回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、これらの活動を通じて住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、日本は、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力などを行っています。具体的には、同国の不発弾処理機関の能力向上への支援のほか、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において、不発弾処理に必要な灌木除去の機械化や関連資機材の整備、人材育成などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2019年には、アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、ナイジェリア、南スーダン、スーダンおよびソマリアに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。また、国連開発計画（UNDP）

経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として、日本はUNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会（ICRC）を通じて、シリア、パレスチナ、イエメン等で、地雷・不発弾対策支援（危険回避教育等）を行っています。

また、日本は小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援、さらには輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援なども実施しています。

…平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は多様化・複雑化しています。日本は、2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成してきました。2015年度以降は同事業の内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業^{注18}」として、現場で必要な知識や技術習得のための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修を行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施してきています。また、これらのコースの修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。



用語解説

* 国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）

2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識のもと、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

* 国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）

2006年10月に設立された基金。和平プロセスへの差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立等に使用される。

注18 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html



4 世界最大規模の避難民キャンプでの 新型コロナウイルス感染症対策 ～UNHCRの活動～

2017年8月、ミャンマーのラカイン州で発生した激しい武力衝突を受けて、何十万人もの人々が、数日のうちに一斉に^{いっせい}バングラデシュ南東部コックスバザールに避難しました。着の身着のまま故郷を追われた避難民の命と生活を守るため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、バングラデシュ政府や国際機関、NGOなどのパートナー団体と密接に連携・協力しながら、住居などのインフラの整備や水や食料などの緊急支援物資の提供を行ってきました。

しかし3年がたった今も、祖国ミャンマーへの帰還に向けた道のりは容易でなく、避難民たちはコックスバザールのキャンプにおける日々の生活でさまざまな困難に直面しています。2020年初頭からは、世界を脅かしている新型コロナウイルス感染症の拡大がさらなる試練としてのしかかっています。

コックスバザールに逃れてきた避難民は約86万人*。30以上のキャンプに分かれて避難生活を送っています。バングラデシュの中でも最も貧しい地域の1つであり、キャンプでの^{びいじゃく}密集した環境や脆弱な医療・衛生環境のもとで、新型コロナの感染リスクは一層高くなっています。

そこで、UNHCRはキャンプ内の感染の抑制・予防のために、パンデミックの初期から対策に取り組んできました。日本も、主要なドナー国として主に2つの分野で大きな役割を果たしています。

1つ目は、医療施設の整備や物資の供与です。UNHCRは日本政府からの資金協力を得て、感染者の治療を行うための隔離施設を整備し、集中治療室（ICU）に必要な医療機器、個人防護具などの物資を提供しました。コックスバザールでは5月に初の感染者が確認されましたが、



新型コロナウイルスの感染予防のため設置された手洗い施設で手を洗う避難民（写真：UNHCR）

日本などの支援を受けて、医療体制を早期に整備することができたため、適切な治療を迅速に行うことができました。



避難民の子どもたちとUNHCRダッカ事務所の細井麻衣氏（写真：UNHCR）

2つ目が、避難民キャンプの衛生環境の改善です。感染症の拡大を防ぐためには、衛生管理の徹底が必要不可欠です。感染リスクを抑えるために、トイレやシャワー設備の改良、廃棄物処理システムの改善が行われました。これらの感染対策は、モンスーン襲来への備えとして、水を原因としたコレラなどの感染症の予防にも効果を発揮しています。

こうした支援は、キャンプで実際に人道支援活動に従事する人々の存在なしには語れません。その中には、UNHCRをはじめ、国際機関やNGOで働く日本人も多く含まれています。「不安と恐怖。これがまさに、新型コロナの危機が始まったときの私たちの気持ちです。」と話すのはUNHCRバングラデシュ事務所の細井麻衣さん。UNHCRは医療や衛生システムの整備に休みなく取り組んできましたが、そこに一役買ってきただけが避難民のボランティアたちだと言います。細井さんによれば、避難民は「自分たちの手で自分たちの生活を守るために、自らがボランティアとなって、感染拡大を防ぐための啓発活動などに取り組んでいます。避難先で二重苦、三重苦の困難に直面している彼らの自助努力には勇気づけられる。」とのこと。彼女は、「日本の皆さんにもそんな避難民たちの強さに思いを寄せてほしいです。」と願っています。

*出典：UNHCR Bangladesh, Operational Update External, November 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/83629>

(2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊があり、①被災者の捜索・救助活動を行う「救助チーム」、②医療活動を行う「医療チーム」、③感染症対策を行う「感染症対策チーム」、④災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う「専門家チーム」（モーリシャスへの緊急援助隊派遣については、131ページの案件紹介を参照）、⑤大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う「自衛隊部隊」（詳細は53ページの「国際協力の現場から」を参照）を、個別に、または組み合わせて派遣します。



大雨・洪水の被害を受けたジブチ市内の小中学校において、排水および機能復旧作業を行う自衛隊員の様子（写真：防衛省）（53ページの「国際協力の現場から」も参照）

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2020年には、フィリピン、オーストラリア、フィジー、レバノン、スーダン、ニジェール、ベトナム、カンボジア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、コロンビアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関など

に対し、緊急無償資金協力を行っています。国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOはODA資金を活用した被災者支援も行っています。日本のNGO、経済界、政府による協力・連携のもと、緊急人道支援を行う組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民への支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています（145ページの「イ. 日本のNGOとの連携」も参照）。



2020年11月、グアテマラにおけるハリケーン被害に対する緊急援助物資の引き渡しの様子（写真：JICA）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの整備や人材育成などを行うとともに、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するロジスティック・システムを構築し、同システムを活用した支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引（性的サービスや労働の強要等）^{注19}、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）^{注20}などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化・巧

^{注19} 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、または収受する行為（人身取引議定書第3条参照）。

^{注20} 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

妙化しています。また、イラクとレバントのイスラム国 (ISIL) の影響を受けた各地の関連組織などによるテロ行為や、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ^{注21}の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

日本の取組

ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など、人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援を行っています。

その一例として、警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受け入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。



エルサルバドルでの技術協力「地域警察活動に基づく新警察モデルの実施強化プロジェクト」において、警察官が地域住民にハンモック作りの技術を教えて自立を支援し、治安の良い地域作りを促進。JICAとブラジルの三角協力により実施（写真：松木雄一/JICA）（三角協力については118ページを参照）。

イ. テロ対策

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国際的なテロ対策も新たな時代に入りました。パンデミックの

影響は、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及しており、テロを取り巻く環境も大きく変化しています。テロリストは、ガバナンスの脆弱化^{びいじやく}、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、パンデミックを受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続しています。更には、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散や、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為に対する包括的な対応が緊急の課題となっています。

また、2019年に「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」がイラクおよびシリアにおける支配地を喪失したことも受け、外国人テロ戦闘員の帰還・移動の問題に関しては、元戦闘員およびその家族の送還、適切な訴追、脱過激化、リハビリ、社会再統合を含む対策を講じること、また、特に若者や女性が暴力的過激主義に感化されないよう、草の根レベルでの啓蒙活動やコミュニティ強化を行うことが非常に重要となっています。このほかにも、差し迫った課題としては、海上保安の強化、刑務所内での暴力的過激主義の予防および受刑者の処遇などがあり、本年はこれらテロを取り巻く環境に新型コロナ感染拡大が与えた影響にも迅速に対応するべく、国際機関を通じて様々なプロジェクトを実施しています。

日本は2019年度、UNDPと国連女性機関 (UN Women) が実施する、女性や若者のエンパワーメントといったコミュニティ支援のプロジェクトに計240万ドル、UN Womenが実施する、セネガルの国境地域におけるコミュニティレベルの対話促進による平和構築および女性や若者の和平仲介者育成を目指す事業に21万ドル、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) が実施する、刑務所内での過激化防止のための職員の能力向上や収容者のリスク分析に基づく分類手法の導入等を実施するプロジェクトに約140万ドルを拠出するなどしています。

注21 自国で成長した人が起こすテロのこと。

国際協力の現場から



「サンキュージャパン！」

～ジブチ豪雨で被災した小中学校での自衛隊部隊による排水・復旧作業～

2019年11月21日、アフリカ大陸の「角」に位置するジブチを襲った豪雨は、同国に大きな被害をもたらしました。ジブチはもともと雨が少ない国ですが、3日間で年間降水量の約3倍の雨が降った結果、洪水被害により約25万人が被災しました。その影響で、市内の道路も寸断され、一部で電気の供給もストップするなどの予期せぬ事態となりました。

こうした状況のなか、ジブチ政府からの要請を受け、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動のためジブチに拠点を置いている自衛隊部隊の一部による国際緊急援助活動が、11月26日から7日間にわたって実施されました。

活動の主な舞台となったのは、首都ジブチ市内の小中学校でした。排水設備がほとんど整備されていなかった小中学校は、コンクリートの壁に囲まれた敷地内がすべて冠水^{かんすい}し、建物内も浸水したため、学校は閉鎖を余儀なくされていました。そこで部隊は、市内4校での被害状況の調査を行った上で、排水・復旧作業を実施しました。作業は、自衛隊拠点の施設保全のために配備していた排水ポンプを利用して行われました。

「自衛隊の拠点で働くジブチ人もおり、参加した隊員は、いつもお世話になっているジブチの人たちに恩返しできればという思いで作業に取り組みました。ただ、これほどの豪雨^{ごうう}を想定して用意された機材ではなかったため、限られた条件のもとで、現場でできることを懸命に探りながら作業を進めました。」と当時の様子を、排水作業の指揮^とを執った野村達也^{のむらたつや}1等海尉^{かいい}は語ります。



ジブチ当局のスタッフとも協力して中学校での排水作業を行う自衛隊部隊（写真：防衛省）



再開した学校の前で現地の生徒たちと（写真：防衛省）

学校の敷地内に溜まった水を抜き切ることを目標に、毎日約20名ずつ交代で作業にあたり、6日間で2校の排水作業を完了しました。排水作業の後には、1日でも早い学校の再開に向け、隊員は教室の清掃作業を手作業で行いました。参加した隊員は延べ約230名。約1,950トンの排水作業を行い、加えて日本政府がJICAを通じて供与したテント、毛布等の緊急援助物資約4.3トンの車両輸送・被災者への配布なども隊員の手によって実施されました。

「作業は、現地水道局のスタッフ、消防および警察などとも協力して行いました。言葉の壁もあり、コミュニケーションがとりにくい場面もありましたが、学校の再開という目的を共有していたので、お互いに身振り手振りでコミュニケーションをとりながら、最後まで一緒に頑張りました。」と野村1尉は語ります。

部隊の活躍が実を結び、学校は12月1日に再開することができました。排水・復旧作業は、地元の子もたちや住民の方たちが見守る中で行われたことに加え、ジブチの首相や内務大臣も現場を訪れ、作業をしている自衛隊員に直接感謝の言葉が述べられました。

緊急援助活動の終了から数週間が経ち、町に出かけたときには、日本の国旗を付けた自衛隊員の姿を見た住民から「サンキュージャパン！」とたくさんの声援を受けたと、野村1尉は当時を振り返ります。「改めて日本の代表として活動していることを実感し、日本とジブチの友好関係の促進に貢献できたことを誇りに思います。」と野村1尉は締めくくりました。

ウ. 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

…薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、UNODCに拠出し、薬物対策を支援しています。具体的には、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする関係諸国において、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する討議を行い、相互協力体制の構築を図っています。

…人身取引対策

日本は、人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国であり、2014年に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本政府による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援や、被害者に対する教育支援、職業訓練等の自立・社会復帰支援を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出等を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。



ベトナムでの技術協力「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」における、ホットライン111のハノイオペレーションセンターの様子（写真：JICA/ベトナム労働傷病兵社会省児童保護局）

…資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された金融活動作業部会（FATF）などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCと連携し、バングラデシュ、モルディブ、パキスタンを含む南アジア地域を中心に、テロ資金供与対策として法整備支援をはじめとする能力構築支援などに取り組んでいます。

エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

…海洋

海洋国家である日本は、エネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海からの脅威への対処を始め、海上交通の安全確保は国家の存立・繁栄に直結する課題です。また、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、日本のみならず、地域の経済発展にも極めて重要です。

日本は、海洋における法の支配の確立・促進のため、ODAなどのツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための国際協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供

与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。また、2020年11月に開催された第12回日メコン首脳会議において、菅総理大臣から、「5つの協力」の1つとして、メコン諸国のMDA能力向上のための情報集約ウェブポータルを提供するとともに人材育成を行う旨を発表しました（自由で開かれたインド太平洋実現のための取組については35ページの「開発協カトピックス」を参照）。

また、日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を進めており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年から日本が主導し、ReCAAP-ISCと共催で、締約国等の海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした研修を実施しています。

アフリカ東部のソマリア沖アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本は、ジブチ行動指針^{注22}の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,553万ドルを拠出しています。この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。日本はまた、ソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金^{注23}に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力のもとで、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識のもと、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約5億ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）を派遣しています。また、モーリシャス沿岸における貨物船油流出事故を受け、日本は、モーリシャス政府からの要請に応じて同国に3回にわたって国際緊急援助隊を派遣し、同国政府や関係国・機関と協力して、油の流出状況の調査や油防除作業の他、環境分野に関する支援活動を行いました。また、現地で使用しうる油防除に関する資機材を先方政府に提供しました（詳細は131ページの案件紹介も参照）。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、2009年以降毎年、日本財団の助成のもと、途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施し、これまで41か国から72名の修了生を輩出しています。IHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBSCO）プロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、2004年以降毎年、日本財団の助成のもと、GEBSCOに貢献できる人材育成研修を米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで43か国から96名の修了生を輩出しています。



フィリピンで日本政府が円借款で建造を支援した巡視船「マラブリゴ」を視察した茂木外務大臣（2020年1月）

注22 ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

注23 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、マルチパートナー信託基金事務所（MPTF）が資金管理を行っている。

…宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組み新興国や開発途上国の人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2020年4月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を途上国に提供する宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、グアテマラ初の小型衛星が放出されました。グアテマラ大統領からは祝意のメッセージビデオが送られ、現地における日本の宇宙協力に対する期待の高まりがうかがえました。また、6月から10月には、学生がISS船内ドローンを動かすためのプログラムを作成し、「きぼう」船内で与えられた課題をクリアしながら、その時間や課題対応力を競う、きぼうロボットプログラミング競技会（Kibo-RPC）が開催され、日本およびアジア太平洋地域7か国/地域から313チーム、1,168人の学生が参加しました。



グアテマラ初の超小型衛星を前に記念撮影を行うデル・バジェテ大学衛星開発チームとJAXA関係者（写真：JAXA）

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を策定し、積極的な支援を行っています。たとえば、モザンビークやコンゴ民主共和国などにおいて、「だいち2号」による熱帯林のモニタリング（JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ-FAST）を活用した森林モニタリングシステムを実施しています。

…サイバー空間

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要がありますが、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外渡航や日本企業の海外進出は、渡航・進出先国が管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても有益です。

日本は、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議の合意に基づき開催されている日ASEANサイバー犯罪対策対話に出席しており、2019年1月にブルネイで開催された第3回対話では、日本におけるサイバー犯罪対策の取組の紹介などを行いました。このほか、国際機関がアジア諸国を対象に行うサイバーセキュリティに係る能力構築のためのプロジェクトへの拠出なども行っています。

また、2009年より日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を開催しており、日・ASEANの枠組みにおけるサイバーセキュリティ政策の相互理解と連携を強化するとともに共通課題の解決に向けた協力を実施しています。この枠組みのもと、2013年度よりASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を継続的に実施しています。

このほか、日本政府が拠出する日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターを設立し、ASEAN



インドネシアにおける「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」でのカリキュラム作成についての議論の様子（写真：JICA）

各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。2020年には、日ASEAN技術協力協定に基づく第1号案件として、ASEAN諸国およびASEAN事務局関係者を対象としたサイバーセキュリティに関する研修を1月から2月にかけて実施しました（詳細は57ページの案件紹介を参照）。

また、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

2018年度から、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を毎年度実施しています。

ASEAN

ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上技術協力（課題別研修）（2020年1月26日～2月7日）

近年目覚ましい経済成長を遂げているASEAN（東南アジア諸国連合）^{*1}では、2015年末にASEAN共同体が発足し、域内統合が進められていますが、それに伴う課題も浮き彫りになっています。日本はASEANの統合プロセスを一層後押しするため、2019年5月、ASEAN各国との間の技術協力協定に加えて、共同体としてのASEANに対して技術協力をを行うための協定を締結し、ASEAN全体にわたる人材育成を行うための仕組みを作りました。

そして、2020年1月、日本は同協定に基づく第1号案件として、日本で、ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上のための研修を実施しました。本研修には、初めてASEAN事務局および日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）^{*2}の職員が出席し、ODA卒業国^{*3}であるシンガポール、ブルネイ等からの行政官を含む総勢17名の情報セキュリティ政策担当者が参加しました。



研修の様子（写真：JICA）

ASEAN各国での適切なサイバーセキュリティ政策の立案および実施を促すため、本研修では講義や日本国内の関連施設の見学などを通じて、日本のサイバーセキュリティ分



オンラインセミナーの様子（写真：JICA）

野の取組や政府機関における情報セキュリティ・マネジメントを学ぶ機会を提供しました。また、参加者同士の活発な議論を通じて、ASEAN各国の状況について情報交換を行いました。

さらに、コロナ禍での研修事業の新たな試みとして、2020年9月には本研修に参加した元研修員向けのオンラインセミナーを実施しました。同セミナーには日本での研修に参加した17名のうち11名が出席し、各国の現状を共有するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらすサイバーセキュリティへの影響を含め、活発な議論が繰り広げられました。

日本は今後とも、このような研修事業を通じて、ASEANの域内統合に貢献するとともに、日本の提唱する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現を促進すべく、日本とASEANの双方にとって有益な協力を行っていきます。

*1 ASEANの構成国については、100ページの注1を参照。

*2 詳細は56ページを参照。

*3 所得水準が向上した結果、ODA対象国を定めるODA統計指示書付属書1に掲載されなくなり、ODA対象国から「卒業」した国々のこと。

日本のカルチャーを通じた、 世界中の親子に向けたエール！

2020年、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、長い時間を家で過ごす親子の健康を応援し、その不安な気持ちを少しでも和らげるために、ハローキティは、しまじろうと一緒に「だいすきなみんなといっしょプロジェクト*1」をスタートし、「みんなといっしょたいそう」や「ありがとうメダル」ぬり絵を配信しました。ピコ太郎さんは、ペンとパイナップルをハンド（手）とソーパ（石鹸）に持ちかえた手洗い動画「PPAP-2020-*2」やポスターの配信など、日本にとどまらず世界中に正しい手洗いの大切さを楽しく呼びかけています。そこで、外務省は株式会社サンリオ前田南美さんとエイベックス・マネジメント株式会社ピコ太郎チームの皆さんから話を聞きました。

①「だいすきなみんなといっしょ 会えなくてもいつも一緒にいるよ」

●プロジェクトはどのように誕生したのですか？

株式会社サンリオ（以下、サンリオ）では、世界中の親子の不安な気持ちに寄り添い励ますためには、ハローキティだけでなく、企業の垣根を越え、様々なキャラクターと力を合わせ、共にこの困難な状況に立ち向かっていかなければならないと考えていました。同時期に、そのような状況下においてもできる、キャラクターを生かした活動をされていた株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」のご担当者とお話する機会があり、こどもちゃれんじと一緒に国内各社に呼びかけました。

●どのような思いで企画・作成されたのでしょうか？

今、世界中の人々が不安を抱えながら日々を送られていると思います。サンリオとしては、そうした不安な気持ちを少しでもやわらげるため、企業やジャンルそして世界観の異なるキャラクターが集まり、この困難な状況に立ち向かう親子に向けて「今は会えなくても、いつも一緒にいるよ。応援しているよ。」というメッセージを伝えたいと思い、今回の企画を考えました。

●具体的にはどのような取組ですか？

「みんなといっしょたいそう*3」は、保護者の方の「自宅で過ごす時間が増えて親子ともにストレスを感じている。」「子どもが体を動かさず、運動不足で心配。」などの不安の声に伝えるため、専門家の監修のもと、家の中でも自然な体づくり



「みんなといっしょたいそう」は、国連本部の新型コロナウイルス感染症特集ウェブページ（<https://www.un.org/en/coronavirus/children-keeping-active-hello-kitty-and-friends>）でも紹介されました

につながるような体操を設計し、配信しています。海外向けに英語版、中国語版も作成しました。また、総勢20のキャラクターが参加して、困難な状況で頑張っている方々に贈るための「ありがとうメダル*4」も配信しました。



総勢20ものキャラクターがタッグを組み、困難な状況で頑張っている方々に贈るための「ありがとうメダル」を配信

●どのような点を工夫されましたか？

「みんなといっしょたいそう」も「ありがとうメダル」も、感染拡大が続く難しい状況にもかかわらず、各社のご協力により、通常では考えられないスピードで企画からリリースまでたどり着くことができました。集まって撮影することが出来ない状況でしたので、「みんなといっしょたいそう」のサンプル画像を作成・共有し、各社でできる範囲での撮影を行うといった工夫をしました。さらに、多くの企業が参加した「ありがとうメダル」では、可能な限り各キャラクターの世界観をそのまま維持しつつ、各社が気軽に参加できるようにコンテンツを工夫した結果、20ものキャラクターからの参加を得ることができました。

●どのような反響がありましたか？

2020年10月末時点で、「みんなといっしょたいそう」の再生回数は合計1000万回以上、「ありがとうメダル」ぬり絵ダウンロード数は合計26,000回以上と、世界中で本当にたくさんの方々にお楽しみいただいています。「コラボという点で『親子や子供へのエール』というメッセージが強く感じられた。」「キティちゃん達が子どもと親に寄り添ってくれている、その気持ちが伝わり嬉しかった。」「自由に外に出られず、親子ともに心身が不安定になりがちなので、好きなコンテンツが自分たちを応援してくれていると思うと嬉しい。」などの嬉しいコメントをいただきました。

●今後取り組みたいことなどがあれば教えてください。

ハローキティは、本プロジェクトの前から、思いやりの心をもって、世の中に向けて「みんななかよく」を発信してきました*5。国連や外務省と協力してSDGsの推進・啓発も行っています。今回は、企業の垣根を越えてひとつのプロジェクトを発信することで、その思いがより分かりやすく伝えられたと思います。これからも、皆様に喜んでいただける企画を通じて、キャラクターの思いを一人ひとりお届けしていきます。

② 「ピコ太郎の手洗い動画『PPAP-2020-』に合わせて 手を洗おう！ Wash！ Wash！ Wash！」

●プロジェクトはどのように誕生したのですか？

新型コロナの影響で、世界は経験したことのない恐怖に包まれていたと思います。この状況を打破するため、エンターテイメントの力で何かできることはないかと考えました。

そこで、ピコ太郎をプロデュースする古坂大魔王が、新型コロナに対する様々な対策の中で今すぐ誰でもできることは「手洗い」であり、それを「楽しく」「正しい」方法でお伝えすることができれば、感染予防にもつながるのではないかと考えつき、「PPAP-2020-」の制作が始まりました。2020年4月5日に「PPAP-2020-」を配信したところ、公開から約1か月でYouTubeでの再生回数が1000万回を超え、世界の150か国以上に届いたので、私たちの意図が伝わったと考えております。

また、その反響を受けて配信後すぐに「PIKOWash!」プロジェクト*6の話があり、「楽しく」「正しい」手洗い方法を啓発するというプロジェクトの企画内容が私達のコンセプトと共通していたため、さらに「PIKOWash!」プロジェクトもスタートしました。

●どのような思いで企画・作成されたのでしょうか？

新型コロナという未知への恐怖から、外出もできなくなり、人々の不安はピークだったと思います。不安を和らげるために、「感染予防法」を「世界中の人々」に「笑顔で」届けたいという思いで企画し、どのように届けるか試行錯誤しながら作成しました。

●具体的にはどのような取組ですか？

ピコ太郎のプロデューサーである古坂大魔王と話し合い、「正しい」手洗いによる感染予防を「楽しく」啓発するプロジェクトとしました。子どもたちが真似してくれる作品を作れたら、家族全員が一緒になって真似をして世界中の人たちに届くと考え、ターゲットを「世界の子どもたち」に設定しました。

世界中に配信するため、YouTubeを公開の場として選び、言葉の問題を乗り越えられるように音楽と振り付けを分かりやすくすることを重要視しました。ピコ太郎の代表作である「PPAP」のカバーにすることでいち早く馴染んでもらうことなども意識しています。楽曲のラストに「Pray for People And Peace」（人々と平和のために祈る）という最も届けたいメッセージを込めるなど、細部にまでこだわりました。



動画ではおなじみの曲と振り付けに合わせて「wash!」と繰り返しながら正しい手洗い方法を発信。UNICEFも「洗う方法もバッチリ」とツイート (<https://twitter.com/unicefinjapan/status/1246993245973827584>)

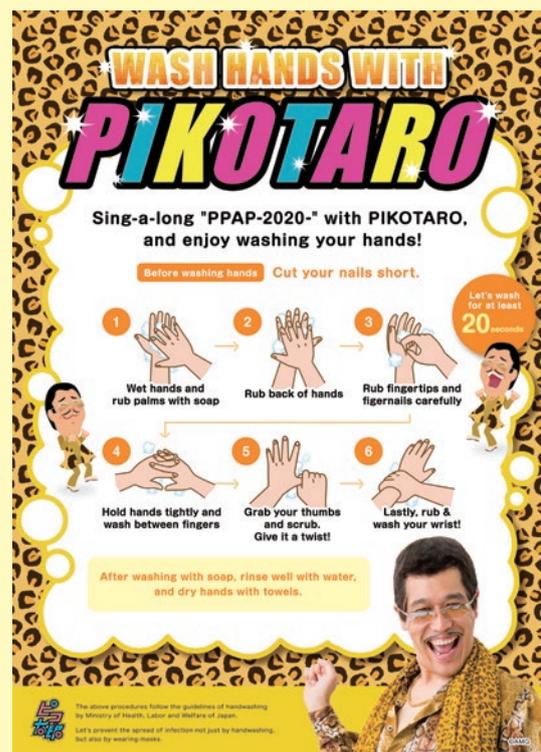
●どのような反響がありましたか？

日本国内のメディアだけでなく海外メディアでも多く取り上げて頂きました。SNS上では、ありがたいことに国内外の子ども達が「Wash! Wash!」と元気に歌って踊っている映像が多く拡散され、国連児童基金（UNICEF）東京事務所にも公式ツイッターで「洗うポイントもばっちりなので、ぜひマネしてみてください。」とご紹介頂きました。身近でも「うちの子どもがずっと踊っているよ。」「おかげさまで手洗いが子ども達の習慣になったよ。」と大変嬉しいお言葉を頂きました。

学校や教育委員会、行政などからも多数活用したいとオファーを頂き、実際に保育園・幼稚園、小学校などの教育機関でも「PPAP-2020-」に合わせて手洗いをしてくださっている施設があるとお聞きしています。

●今後取り組みたいことなどがあれば教えてください。

ピコ太郎の活動理念は世界平和です。2017年からSDGs推進大使を務めた経緯もありますので、世界中の人々が、皆同じく笑える平和な世界を目指して今後も活動していきます。Pray for People And Peace!



無料で公開している手洗いポスターは、日本語だけでなく英語でも作成

- *1 <https://www.anytimewithcharacters.com/>
- *2 動画はこちらから：
<https://www.youtube.com/watch?v=WKfoJv6Kx8>
- *3 動画はこちらから：<https://youtu.be/0vH1SPmrFIE>
- *4 ぬりえは、「だいすきなみんなといっしょプロジェクト」ホームページからダウンロードできます。
- *5 ハローキティは、新型コロナ対策の一環として国連が実施しているPAUSE/ちょっと待ってキャンペーンにも参加しています (<https://www.youtube.com/watch?v=yLYkc943Do4>)
- *6 <https://pikowash-official.com/>